

諮問庁：国立大学法人滋賀医科大学

諮問日：令和３年２月２２日（令和３年（独情）諮問第１２号）

答申日：令和４年２月１０日（令和３年度（独情）答申第６２号）

事件名：「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会報告書」の作成過程において外部委員が自身が担当した患者についての評価結果を記載して附属病院に送った文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年９月１０日付け滋医大総企８－３－１号により国立大学法人滋賀医科大学（以下「滋賀医科大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対し、「不開示の理由」は正当性を欠いているため改めて審査請求を行う。

２ 審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は処分庁が令和元年（２０１９年）１２月１８日付け法人文書開示決定通知書に基づき行った法人文書の開示決定（以下「先行処分」という。）について、令和２年（２０２０年）１月８日付け審査請求書で審査請求（以下「先行審査請求」という。）を行った。これに対し諮問庁は同年３月２７日、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同審査会は同年７月１４日、処分庁の決定について「理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである」と答申した。同答申を受け、処分庁は同年９月１０日付け法人文書開示決定通知書（原処分）を審査請求人に送付したが、開示対象文書は先行処分に基づく開示文書と同一とされた。審査請求人は令和元年１１月１３日付け法人文書開示請求書において「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会報告書」（特定年月、以下「事例調査検討委員会報告書」という。）の作成過程において作成された以下の４種類の文書の開示を請求した。

① 滋賀医科大学医学部附属病院が外部委員に送った、評価を依頼する文

書（評価方法を記載した文書を含む。カルテのコピーは含まない）

- ② すべての外部委員が自身が担当した患者についての評価結果を記載して滋賀医科大学医学部附属病院に送った文書（患者の氏名，ＩＤ番号などは除く）
- ③ 外部委員の推薦を受けた学会名を記載した文書
- ④ 外部委員の専門分野ごとの人数を記載した文書

先行審査請求の審査請求書別紙「審査請求の趣旨及び理由」（別添資料

①（略）参照）（以下「先行審査請求書」という。）に記したように，今回の法人文書開示請求は事例調査検討委員会報告書を作成した同委員会の活動が厳正かつ公正に行われたか否かを検証するための取材の一環として行ったものである。処分庁は先行処分につき，原処分においても，上記開示請求文書②～④を不開示とする決定を行った。不開示決定の理由について法５条１号，３号及び４号柱書きに該当するため，としているが，この「不開示の理由」は正当性を欠いているため改めて審査請求を行う。

（１）開示請求文書②について

原処分において処分庁は開示請求文書②は「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の調査結果」と特定したことを明らかにしたうえで，当該文書には患者の氏名，患者識別番号等や外部委員の氏名，所属，役職等の個人情報に記載されていることから開示した場合に当該各個人の権利利益を害するおそれがあり，当該文書に記載される情報は，いずれも個人識別情報に該当し，部分開示の余地はなく，当該文書全体が法５条１号に該当することから不開示とした旨主張している。しかし，審査請求人は令和元年１１月１３日付け法人文書開示請求書において「すべての外部委員が自身が担当した患者についての評価結果を記載して滋賀医科大学医学部附属病院に送った文書（患者の氏名，ＩＤ番号などは除く）」と記したように，もともと患者，外部委員の個人情報の開示を求めているわけではない。

先行審査請求書に別添資料①として添付した事例調査検討委員会報告書５ページには，（略）としたことがわかる。したがって，各外部委員が滋賀医科大学医学部附属病院に返送した評価文書には，各外部委員が担当した調査対象患者に発生した合併症のＣＴＣＡＥグレード，患者影響度分類，因果関係が必ず記載されているはずである。評価文書に記載されている患者や外部委員の個人識別情報は開示せず，評価内容だけを開示する形で，評価文書を部分開示することは可能であり，部分開示の余地はないとする処分庁の主張には理由がない。ちなみに事例調査検討委員会報告書は，先行審査請求書に記したように，滋賀医科大学が同大学特定治療学講座の特定個人Ａ特定役職Ａ（当時）の治療期間をめぐる仮処分事件の保全抗告申立事件で特定高裁に証拠として提出したほか，

滋賀医科大学医学部附属病院で特定治療を受けた患者ら特定数 A 人が説明義務違反による損害賠償を求めた訴訟でも、被告である同大学医学部特定講座の特定個人 B 特定役職 B と特定個人 C 特定役職 C が特定個人 A 特定役職 A の治療に問題があると主張するための証拠として特定地裁に提出している。このことは、匿名化された患者の合併症の種類や重篤度、治療との因果の有無を記載した事例調査検討委員会報告書を公開の場に提出しても構わないと滋賀医科大学ならびにその所属職員が認識していたことを意味する。よって、各外部委員の評価内容部分のみであれば、特定の個人を識別する「医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報」でもなければ、「通常、他人に知られたくない当該患者個人及び当該外部委員個人の機微な情報」に当たらないことは明らかであり、滋賀医科大学の主張は失当である。

処分庁は法 5 条 3 号，4 号柱書きにも該当すると主張しているが、上述したように、患者、外部委員の個人識別情報を開示しない形での評価文書の部分開示は可能であることから、関係者に不利益を及ぼすおそれもないければ、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれもないことは明らかであり、処分庁の開示決定には理由がない。

処分庁は原処分において「極めて秘匿性の高い（個人情報を含む）医療安全管理上の内部の調査審議・検討等に参画する外部委員に関する情報及びその調査の対象となる患者に関する情報が公になった場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者等から、当該委員会、委嘱先である委員及び所属長等含む外部機関並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、また、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌憚なき意見表明をちゅうちょすることにつながる」などと述べ、適正、公正な調査を行っているかのような主張をしているが、先行審査請求書に詳述したように、事例調査検討委員会の活動に対しては、調査対象になった患者、外部委員の双方から疑問の声が上がっているほか、事例調査検討委員会の運営が同委員会規程に違反する形で行われていたことを、当時の特定役職 D が法廷で認めているのである。

（２）開示請求文書③及び④について

滋賀医科大学は原処分において、開示請求文書③及び④は「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の医師一覧表」（以下「医師一覧表」という。）と特定したことを明らかにしたうえで、それを不開示とした理由について法 5 条 1 号，3 号，4 号柱書きに該当する旨の主張をしている。しかし、審査請求人はもともと、外部委員の名前などの個人識別情報の開示を求めている。開示を求めたのは、上述したように、

外部委員の推薦を受けた学会名を記載した文書と外部委員の専門分野ごとの人数を記載した文書である。原処分によれば、医師一覧表には「外部委員個人に係る氏名・所属（本務先及び推薦元学会の情報を含む）・役職等の情報が記載」されているとのことであるから、氏名・所属（本務先）・役職に関する記載内容を不開示とし、推薦元学会のみ開示するという形の部分開示にすれば、審査請求人の請求に沿った開示が可能になるはずである。外部委員に評価が求められた事項から類推して、外部委員の推薦元の学会には特定学会A、特定学会Bなどが含まれると思われるが、前者は正会員特定数B人（特定年月日現在）、後者は同じく特定数C人（特定年月末現在）という多数の会員を抱える学会であり（別添資料②及び③（略）参照）、学会名が開示されただけであれば、事例調査検討委員会に参加した特定数D人の外部委員を特定することは第三者には不可能である。

先行審査請求書に記載したように、事例調査検討委員会の活動は極めて不透明であり、手続き上の問題点や違法性が指摘されているほか、報告書の結論自体にも重大な疑念が生じている。医療法に基づき、「高度な医療の開発や評価」を行い、「医療の高度の安全を確保する能力を有する」病院として、厚生労働大臣が承認した特定機能病院を運営する国立大学法人である滋賀医科大学が、医療安全管理を名目に不透明な調査を行ったうえに、その調査活動を検証しようとする審査請求人の文書開示請求に応じないことは許されないというべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求で、開示請求のあった法人文書は以下のとおりである。

滋賀医科大学医学部附属病院で特定治療を受けた患者の合併症の発生状況について外部委員に評価を依頼した結果をまとめたとされる「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会報告書」（特定年月）の作成過程において作成された以下の文書

- (1) 滋賀医科大学医学部附属病院が外部委員に送った、評価を依頼する文書（評価方法を記載した文書を含む。カルテのコピーは含まない）
- (2) すべての外部委員が自身が担当した患者についての評価結果を記載して滋賀医科大学医学部附属病院に送った文書（患者の氏名、ID番号などは除く）
- (3) 外部委員の推薦を受けた学会名を記載した文書
- (4) 外部委員の専門分野ごとの人数を記載した文書

2 原処分について

上記1の開示請求を受け、滋賀医科大学は、原処分で以下の文書1ないし文書4を特定するとともに、その一部又は全部を以下の理由により不開

示とする決定を行った。

(1) 滋賀医科大学が特定した文書

ア 上記1 (1) の開示請求に対し特定した文書

文書1 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会委員の委嘱について

文書2 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会外部調査について(依頼)

イ 上記1 (2) の請求に対し特定した文書

文書3 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の調査結果

ウ 上記1 (3) 及び(4) の開示請求に対し特定した文書

文書4 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の医師一覧表

※ 上記1 (3) 及び(4) の開示請求内容については、該当する対象情報が同一法人文書内に記載されていることから、同請求内容に該当する文書として、一つの法人文書である文書4を特定したもの。

(2) 文書1ないし文書4のうち、不開示とした部分とその理由

原処分で特定した文書1ないし文書4のうち、不開示とした部分とその理由は以下のとおりである。

ア 文書1及び文書2について

(審査請求の対象外のため略)

イ 文書3について

(ア) 不開示部分

文書3のすべて

(イ) 不開示理由

下記4 (1) イのとおり

ウ 文書4について

(ア) 不開示部分

文書4のすべて

(イ) 不開示理由

下記4 (2) イのとおり

3 本件審査請求について

滋賀医科大学が行った上記2の原処分に対し、審査請求人より、令和2年9月19日付けで審査請求書が提出されたところ、当該審査請求書における審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

(1) 文書3について

ア 処分庁は、当該文書に記載される情報は、いずれも個人識別情報に該当し、部分開示の余地はなく、当該文書全体が法5条1号に該当す

ることから不開示とした旨主張している。しかし、審査請求人は、上記１（２）のとおり、患者、外部委員の個人情報の開示を求めている。評価文書に記載されている患者や外部委員の個人識別情報は開示せず、評価内容だけを開示する形で、評価文書を部分開示することは可能であり、部分開示の余地はないとする滋賀医科大学の主張には理由がない。各外部委員の評価内容のみであれば、特定の個人を識別する「医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報」でもなければ、「通常、他人に知られたくない当該患者個人及び当該外部委員個人の機微な情報」に当たらないことは明らかであり、処分庁の主張は失当である。

イ 処分庁は、法５条３号、４号柱書きにも該当すると主張しているが、外部委員の個人識別情報を開示しない形での評価文書の部分開示は可能であることから、関係者に不利益を及ぼすおそれもないことは明らかであり、処分庁の不開示決定には理由がない。

（２）文書４について

処分庁は、不開示とした理由について法５条１号、３号、４号柱書きに該当する旨の主張をしている。しかし、審査請求人は、外部委員の名前などの個人識別情報の開示を求めている。開示を求めたのは、外部委員の推薦を受けた学会名を記載した文書と外部委員の専門分野ごとの人数を記載した文書である。氏名・所属（本務先）・役職に関する記載内容を不開示とし、推薦元学会のみ開示するという形の部分開示にすれば、審査請求人の請求にそった開示が可能になるはずである。

４ 本件審査請求に対する諮問庁の考え方及びその具体的理由等について

本件審査請求の対象は、上記３のとおり文書３及び文書４の不開示部分であるところ、本件審査請求を受け、諮問庁において改めて確認及び検討等をした結果、文書３及び文書４の全部を不開示とした原処分を維持するものとし、不開示とする理由等について以下のとおり説明する。

（１）文書３（滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の調査結果）について

ア 不開示を維持する部分

文書３のすべて

イ 不開示を維持する理由

（ア）文書３である「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の調査結果」は、医療安全上の問題点の調査・検討を行う滋賀医科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）事例調査検討委員会の外部委員が、本院の患者個人の診療・治療情報等に基づき症例等の調査・検討等を行った内容等が、当該調査対象となった患者の個

個人情報及び調査を行った外部委員の個人情報等とともに記載された文書である。

(イ) 法 5 条 1 号該当性

当該文書は、一切公表されていない対象患者個人の診療・治療記録（カルテ）と同内容の氏名、患者識別番号、症例、合併症の程度、治療内容等の要配慮個人情報等が、当該内容について調査を行った各委員の（個々人の患者の病状・治療内容に対する）調査内容及び意見等と共に一体として記載されており、当該文書に記載される内容は、一体として、法 5 条 1 号における当該患者に係る個人識別情報に該当する。

また、当該事例調査検討委員会は、患者の個人情報及び診療情報や本院内の医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報を取扱う職務の趣旨から、委員会における審議・検討・調査に係る運営・審議情報をはじめ、調査を担当とする当該外部委員の氏名・所属（本務先及び推薦元学会）・役職等の個人情報については、いずれも一切公表を行っていない。また、当該文書には、調査を担当した外部委員に係る氏名・所属・役職等の個人識別情報が記載されており、当該部分は、同様に法 5 条 1 号に該当する。

加えて、当該文書に記載される情報には、調査対象となる各患者の診療・治療記録（カルテ）と同内容の個人情報及びそれらに対する調査内容が記載されているところ、各診療・治療の事例には希有な事象が含まれており、各患者の症例・症状等の程度と各委員の医学的見地からの意見等を結びつけることにより、当該患者個人及び当該外部委員並びに本件請求事案及び当該専門分野情報等を知る関係者等一定範囲の者が、当該患者個人及び当該外部委員を特定することが可能となり、通常、他人に知られたくない当該患者個人及び当該外部委員個人の機微な情報が明らかとなって、当該各個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該文書に記載される情報は、いずれも個人識別情報に該当し、部分開示の余地はなく、当該文書全体が法 5 条 1 号に該当することから、不開示としたものである。

(ウ) 法 5 条 3 号該当性

当該文書は、上記（ア）の情報等が記載された文書であるところ、当該文書に記載される事例調査検討委員会の審議・検討・調査等の内容に係る情報は、対象となる患者の個人情報及び診療・治療等の情報並びにそれらを調査・検討する外部委員の個人情報（氏名・所属（本務先及び推薦元学会の情報含む）・役職等の情報）及び個別具体的な調査に係る知見・意見等が記載されており、これらは、い

ずれも一切公にされていない本院内の医療安全管理（調査・検討）に係る極めて秘匿性の高い内部機密情報である。

また、本院が委嘱・依頼する当該委員会の委員が担う調査・審議等の運営内容（対象・検討経緯・結果等含む）、委員推薦元の学会に関する情報、各委員の所属や氏名等の個人情報等については、いずれも対外的に一切公表しないことを条件に各推薦学会及び各委員個人に推薦及び承諾等を得た上で、当該委員会委員に就任いただき、調査・審議等の運営を行っているものである。

したがって、これら極めて秘匿性の高い（個人情報を含む）医療安全管理上の内部の調査審議・検討等に関する情報である当該文書（調査結果）の内容が公になった場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者から、当該委員会及び委員（外部有識者）並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、また、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌憚なき意見表明をちゅうちょすることにつながるなど、さらに、調査対象となる患者の診療情報を知った者から当該患者が誹謗や中傷等を受けることにつながるなど、当該調査及びその審議（将来の同種事案も含む）における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、関係する特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ等があることから、法5条3号に該当し、不開示としたものである。

（エ）法5条4号柱書き該当性

当該文書は、上記（ア）の情報等が記載された文書であるところ、当該文書に記載される情報は、上記ウに記載のとおり、事例調査検討委員会の審議・検討・調査等の内容に係る情報として、対象となる患者の個人情報及び診療・治療等の情報並びにそれらを調査・検討する外部委員の個人情報（氏名・所属（本務先及び推薦元学会の情報含む）・役職等の情報）及び個別具体的な調査に係る知見・意見等が記載されており、これらは、いずれも一切公にされていない本院内の医療安全管理（調査・検討）に係る極めて秘匿性の高い内部機密情報である。

また、本院が委嘱・依頼する当該委員会の委員が担う調査・審議等の運営内容（対象・検討経緯・結果等含む）、委員推薦元の学会に関する情報、各委員の所属や氏名等の個人情報等については、いずれも対外的に一切公表しないことを条件に各推薦学会及び各委員個人に推薦及び承諾等を得た上で、当該委員会委員に就任いただき、調査・審議等の運営を行っているものである。このような極めて秘

匿性の高い（個人情報を含む）医療安全管理上の内部の調査審議・検討等に関する情報である当該文書（調査結果）の内容が公になった場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者から、当該委員会及び委員（外部有識者）並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、また、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌憚なき意見表明をちゅうちょしたりすること、調査対象となる患者の診療情報を知った者から当該患者が誹謗や中傷等を受けることにつながることなどが予想され、その結果、外部委員及び推薦学会並びに診療対象の患者等との信頼関係が損なわれることとなり、今後、外部委員の参画や推薦を得られなかったり、患者からの調査に対する協力が得られなかったりする等の状況が発生する可能性がある。さらには、事案に応じた個々の具体的な調査・審議に係る手法や判断基準等が明らかとなってしまうことで、今後、同種事案の調査・審議等を適正に実施することができなくなるおそれがある。

したがって、当該文書が公になった場合、滋賀医科大学における医療安全管理に係る調査・審議等の実施が困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に多大な支障をおよぼすそれがあることから、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたものである。

ウ 審査請求人の主張について

- （ア）審査請求人は、審査請求書の中で、滋賀医科大学が特定の訴訟事案等に対する証拠資料として裁判所等に提出したとする、滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会が取りまとめた本件開示請求事案に関する事例調査検討委員会報告書の記載内容について言及した上で、文書3には、各外部委員が担当した調査対象患者に発生した合併症の因果関係等が必ず記載されているはずであるなどと憶測を述べ、①患者や外部委員の個人識別情報は開示せず、評価内容だけを開示する形で、評価文書を部分開示することは可能であり、部分開示の余地はないとする滋賀医科大学の主張には理由がない。②各外部委員の評価内容部分のみであれば、特定の個人を識別する「医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報」でもなければ、「通常、他人に知られたくない当該患者個人及び当該外部委員個人の機微な情報」に当たらないことは明らかであり、滋賀医科大学の主張は失当である。③外部委員の個人情報を開示しない形での評価文書の部分開示は可能であることから、関係者に不利益を及ぼすおそれもないければ、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれもないことは明らかであり、滋賀医科大学の不開示決定には理由がない。

等の主張をする。

しかし、滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会が取りまとめた本件開示請求事案に関する事例調査検討委員会報告書は、仮に滋賀医科大学が当該報告書を特定の訴訟事案等に対して裁判所等に提出したと仮定したとしても、それは飽くまで裁判所に対する訴訟上の裁判資料（根拠等）であり、当該報告書は、滋賀医科大学における医療安全上の問題点の調査・検討を行う本院事例調査検討委員会が、本件開示請求事案に関して、本院の患者個人の診療・治療情報等に基づき症例等の調査・検討等を行った内容が取りまとめられた大学内部の調査課題等に関する内部検討文書であるため、一般及び大学内に対し、一切公にしていけない資料である。また、当該報告書は、滋賀医科大学における、特定の医療安全上の調査・検討事項に対する調査報告書であるところ、さまざまな審議・検討要素を踏まえて取りまとめられており、当該報告書を取りまとめるに当たり、文書３はその検討要素の一つとはされているが、仮に万が一当該報告書が公になったとしても、当該報告書の取りまとめ及び調査・検討段階の資料である事例調査検討委員会外部委員による非公表の文書３に、当該報告書の記載の中の具体的にどの項目・内容と文書３の各々が直接関係しているかは、当該報告書のみを確認しても判明・推測することは不可能である。

なお、文書３は、上記イに記載する不開示理由に伴う不開示情報が記載されている文書であるところ、仮に文書３に審査請求人が言及・憶測するような情報が記載されていると仮定したとしても、当該文書３全体が上記イに記載する不開示情報・不開示理由に該当するとともに、そもそも、その中で外部委員が行った評価自体が、上記イのとおり不開示情報・不開示理由に該当することから、審査請求人が上記①ないし③で主張するような部分開示をすることは不可能であり、文書３を部分開示できる余地はない。したがって、審査請求人の当該主張は失当である。

（イ）審査請求人は、審査請求書の中で、「事例調査検討委員会の活動に対しては、調査対象者になった患者、外部委員の双方から疑問の声が上がっているほか、事例調査検討委員会の運営が同委員会規程に違反する」などと主張する。

しかし、調査対象者になった患者、外部委員の双方から疑問の声が上がっていることについては、文書１ないし文書４の不開示決定の判断に影響を与えるものではない。また、当該委員会は、本院の医療安全の徹底を図る目的で特別に設置されたものであり、公平に選定した委員によって、専門的な見地から適正な方法で調査を実施

したので、当該委員会規程の趣旨に反するものではない。そもそも審査請求人が主張する当該委員会の活動自体に手続上の問題があることは、文書 1 ないし文書 4 の不開示決定の判断に影響を与えるものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

(2) 文書 4 (滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の医師一覧表) について

ア 不開示を維持する部分

文書 4 のすべて

イ 不開示を維持する理由

(ア) 文書 4 である「滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の医師一覧表」は、医療安全上の問題点の調査・検討を行う本院事例調査検討委員会の(滋賀医科大学の教職員以外の)外部委員に係る氏名・所属(本務先及び推薦元学会の情報含む)・役職等の個人識別情報が記載された文書である。

(イ) 法 5 条 1 号該当性

当該文書には、事例調査検討委員会の外部委員個人に係る氏名・所属(本務先及び推薦元学会の情報含む)・役職等の情報が記載されており、当該文書に記載される内容は、その委員の氏名ごとに一体として、法 5 条 1 号における委員個人に係る個人識別情報に該当する。

当該文書に記載される当該事例調査検討委員会の委員の氏名・所属(本務先及び推薦元学会の情報含む)・役職等の個人情報等に関する情報については、対外的に一切公表しないことを条件に各推薦学会及び各委員個人に承諾等を得た上で、当該委員会委員に就任いただき、調査・審議等の運営を行っているものであり、当該文書に記載される情報については、当該委員会及び委員が担う医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報を取扱う職務の趣旨から、一切公表を行っていない。

また、当該文書には、外部委員の氏名等とともに、各委員の所属(学会・機関)や専門分野等の情報も記載されているところ、当該記載に関連する分野・情報は、極めて専門性が高く、当該記載情報の中で該当する対象者が絞られることから、これらを公にすると、本件開示請求事案に係る対象情報(症例を検討しうる専門分野や学会の医療安全担当者としての情報)等と組み合わせることにより、当該外部委員個人並びに本件請求事案及び当該専門分野情報等を知る関係者等一定範囲の者が、当該外部委員個人を特定することが可能となり、通常、他人に知られたくない当該外部委員個人の機微な

情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該文書に記載される情報は、いずれも個人識別情報に該当し、部分開示の余地はなく、当該文書全体が法5条1号に該当することから、不開示としたものである。

(ウ) 法5条3号該当性

当該文書は、上記(ア)の情報等が記載された文書であるところ、当該文書に記載される当該事例調査検討委員会の委員の氏名・所属(本務先及び推薦元学会の情報含む)・役職等の個人情報等に関する情報については、対外的に一切公表しないことを条件に各推薦学会及び各委員個人に承諾等を得た上で、当該委員会委員に就任いただき、調査・審議等の運営を行っているものであり、当該文書に記載される情報については、当該委員会及び委員が担う医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報を取扱う職務の趣旨から、一切公表を行っていない情報である。

したがって、これら極めて秘匿性の高い(個人情報を含む)医療安全管理上の内部の調査審議・検討等に関する情報である当該文書(調査結果)の内容が公になった場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者から、当該委員会及び委員(外部有識者)並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、また、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌憚なき意見表明をちゅうちょすることにつながるなど、当該調査及びその審議(将来の同種事案も含む)における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、関係する特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ等があることから、法5条3号に該当し、不開示としたものである。

(エ) 法5条4号柱書き該当性

当該文書は、上記(ア)の情報等が記載された文書であるところ、当該文書に記載される当該事例調査検討委員会の委員の氏名・所属(本務先及び推薦元学会の情報含む)・役職等の個人情報等に関する情報については、対外的に一切公表しないことを条件に各推薦学会及び各委員個人に承諾等を得た上で、当該委員会委員に就任いただき、調査・審議等の運営を行っているものであり、当該文書に記載される情報については、当該委員会及び委員が担う医療安全管理に関する秘匿性の高い機密情報を取扱う職務の趣旨から、一切公表を行っていない情報である。

このような極めて秘匿性の高い(個人情報を含む)医療安全管理上の内部の調査審議・検討等に参画する外部委員に関する情報が公

になった場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者から、当該委員会及び委員（外部有識者）並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、また、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌憚なき意見表明をちゅうちょしたりすることが予想され、その結果、外部委員及び推薦学会との信頼関係が損なわれることとなり、今後、外部委員の参画や推薦を得られない等の状況が発生する可能性がある。

したがって、当該文書が公になった場合、滋賀医科大学における医療安全管理に係る調査・審議等の実施が困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に多大な支障をおよぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたものである。

ウ 審査請求人の主張について

（ア）審査請求人は、審査請求書の中で、処分庁が不開示とした文書4について、「審査請求人はもともと、外部委員の名前などの個人識別情報の開示を求めている。開示を求めたのは、外部委員の推薦を受けた学会名を記載した文書と外部委員の専門分野ごとの人数を記載した文書である。」などとして、「氏名・所属（本務先）・役職に関する記載内容を不開示とし、推薦元学会のみ開示するという形の部分開示にすれば、審査請求人の請求に沿った開示が可能になるはずである。」等の主張をする。

しかし、文書4は、上記イに記載する不開示理由に伴う不開示情報が記載されている文書であるところ、そもそも、審査請求人が主張する「推薦元学会」の情報自体が、上記イのとおり不開示情報・不開示理由に該当することから、審査請求人が上記で主張するような部分開示をすることは不可能であり、文書4を部分開示できる余地はない。したがって、審査請求人の当該主張は失当である。

（イ）審査請求人は、審査請求書の中で、「事例調査検討委員会の活動は極めて不透明であり、手続き上の問題点や違法性が指摘されているほか、報告書の結論自体にも重大な疑念が生じている。」、「医療安全を名目に不透明な調査を行った」などと主張する。

しかし、当該委員会は、本院の医療安全の徹底を図る目的で特別に設置され、公平に選定した委員によって、専門的な見地から適正かつ適法な方法で調査を実施したものであり、手続き上の問題や違法性は存在せず、報告書の結論としても妥当である。そもそも審査請求人が主張する当該委員会の活動の不透明性、手続き上の問題及び違法性があること、報告書の結論の妥当性に疑念を持っていることは、文書1ないし文書4の不開示決定の判断に影響を与えるものではな

い。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

5 原処分に当たっての考え方

以上のことから、文書1ないし文書4を特定し、その一部又は全部を不開示とした決定（原処分）のうち、本件審査請求の対象である文書3及び文書4の全部を不開示とした具体的理由・根拠等については、上記4のとおりであり、諮問庁として原処分を維持し、その全部を不開示とするものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月10日 審議
- ④ 令和4年1月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書4であり、処分庁は、その一部を法5条1号、3号及び4号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、文書3の各外部委員の評価内容部分及び文書4の外部委員の推薦元学会名（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）文書3の各外部委員の評価内容部分について

ア 諮問庁の説明によると、文書3は、医療安全上の問題点の調査・検討を行う本院事例調査検討委員会の外部委員が、本院の患者個人の診療・治療情報等に基づき症例等の調査・検討等を行った内容等が、当該調査対象となった患者の個人情報及び調査を行った外部委員の個人情報等とともに記載された文書であるとのことである。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該事例調査検討委員会は、医療過誤あるいはインシデントまでではないものの診療における「有害事象」を調査するために設置された委員会であり、便宜上、委員会名称を同一としたが、「重大なインシデント」を取り扱う本学医学部附属病院事例調査検討委員会規程に基づく設置ではなく、あくまで同規程を参考に調査を行うことを目的として設置された委員会であるとのことである。

イ 当審査会において文書 3 を見分したところ、本院事例調査検討委員会の各外部委員が、調査対象となった患者個人の診療・治療情報等に基づき症例等の調査・検討等を行った内容等が、患者ごとに具体的に記載されていると認められ、そうすると、文書 3 については、その全体が外部委員の評価内容部分であると認められる。

ウ 当該文書の不開示理由について、諮問庁は上記第 3 の 4 (1) において、その全部が法 5 条 1 号、3 号及び 4 号柱書きに該当する旨説明するところ、文書 3 及び当該外部委員の性格等を勘案すると、これを公にした場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者から、当該委員会及び委員（外部有識者）並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、また、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌たんなき意見表明をちゅうちょしたりすることが予想され、その結果、外部委員及び推薦学会との信頼関係が損なわれることとなり、今後、外部委員の参画や推薦を得られない等の状況が発生する可能性があり、当該文書が公になった場合、滋賀医科大学における医療安全管理に係る調査・審議等の実施が困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に多大な支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は否定し難い。

エ したがって、当該不開示部分は、法 5 条 4 号柱書きの不開示情報に該当し、同条 1 号及び 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である

(2) 文書 4 の外部委員の推薦元学会名について

ア 諮問庁の説明によると、文書 4 は、医療安全上の問題点の調査・検討を行う本院事例調査検討委員会の（滋賀医科大学の教職員以外の）外部委員に係る氏名・所属（本務先及び推薦元学会の情報含む）・役職等の個人識別情報が記載された文書であるとのことである。

イ 当審査会において文書 4 を見分したところ、当該文書は、外部委員ごとに、氏名・所属（本務先及び推薦元学会の情報含む）・役職等が記載されていると認められる。

ウ 当該文書の不開示理由について、諮問庁は上記第 3 の 4 (2) において、その全部が法 5 条 1 号、3 号及び 4 号柱書きに該当する旨説明する。

当該不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「当該文書の外部委員の推薦元学会名を公にすることにより、対外的に一切公表しないことを条件に各推薦学会及び各委員個人に承諾等を得た上で、当該委員会委員に就任いただき、調査・審議等の運営を行っている学外委員はもとより、推薦いただい

た学会との信頼関係が損なわれることに加え迷惑が掛かるおそれがある。医療安全管理は病院の信頼に関わるものであり、当該委員会は、有害事象の可能性が考えられた症例及び事例について、本学と利害関係のない独立した委員に判断を依頼し、ここで合併症と判断された有害事象については、対象の診療科に対し説明同意書の改定を求めることとしたものであることから、このような極めて秘匿性の高い（個人情報を含む）医療安全管理上の内部の調査審議・検討等に参画する外部委員に関する情報が公になった場合、当該調査審議・検討の内容に不満等を抱く者から、当該委員会及び委員（外部有識者）並びに大学関係者等が、不当な圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあるとともに、それらを懸念する当該委員が、調査・審議等に係る踏み込んだ発言や詳細な検討を差し控え、忌たんなき意見表明をちゅうちょしたりすることが予想され、その結果、外部委員及び推薦学会との信頼関係が損なわれることとなり、今後、外部委員の参画や推薦を得られない等の状況が発生する可能性がある。」とのことであり、この諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、否定し難い。

エ したがって、当該不開示部分が公になった場合、滋賀医科大学における医療安全管理に係る調査・審議等の実施が困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に多大な支障を及ぼすおそれが認められることから、法5条4号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

文書１ 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会委員の委嘱について

文書２ 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会外部調査について（依頼）

文書３ 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の調査結果

文書４ 滋賀医科大学医学部附属病院事例調査検討委員会の医師一覧表